

○市県民税の所得控除一覧

種 類	控除要件および控除金額	
雑損控除	災害・盗難・横領などにより住宅や家財などに損害を受けた場合 ◎控除額はA・Bのいずれか多い方 A (損害金額+災害等関連支出の金額-保険金等の額) - (総所得金額等の合計額×10%) B (災害等関連支出の金額-保険金等の額※) - 5万円 ※ 保険金等の額は、まず損害金額から差し引き、保険金等の額が損害金額を超える場合には、災害等関連支出の金額から差し引きます。 ※ Bの保険金等の額は損害金額から保険金等の額を差し引いた残りの保険金等の額になります。	
医療費控除  ※詳細は P 11	自分や自分と生計を一にする親族のために医療費を支払った場合 ◎控除額(限度額 200万円) = 支払った医療費 - 補てん金額 - {(総所得金額等×5%) または 10万円のいずれか少ない方} ※特例:(上記の通常の医療費控除との重複適用はできない) 自分や自分と生計を一にする親族のために特定一般用医療品等の購入費を支払った場合 ◎控除額(限度額 8万8千円) = 特定一般用医療品等の購入額 - 補てん金額 - 1万2千円	
社会保険料控除	自分や自分と生計を一にする親族のために国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料、任意継続保険料、雇用保険料などを支払った場合 ◎控除額 = 当該年中に支払った金額 ※ 年金から介護保険料などの社会保険料が特別徴収(天引き)されている場合は、保険料の支払者は年金の受給者自身となるため、他のかたが社会保険料控除として申告することはできません。天引きではない場合(口座振替を含む)は、実際に支払ったかたの社会保険料控除の対象となります。	
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法に基づく第1種共済契約掛金、確定拠出年金法の企業型および個人型年金(iDeCo)加入者掛金、地方公共団体が行う心身障害者扶養共済掛金がある場合 ◎控除額 = 当該年中に支払った金額	
生命保険料控除	自分や自分と生計を一にする親族を受取人とする一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を支払った場合 ※ 旧契約(契約日が平成23年12月31日まで)と新契約(契約日が平成24年1月1日以降)で計算方法が異なります。	
	区分	◎控除額
	旧契約	A 全 額
	「生命保険」	$A \times 1 / 2 + 7,500 \text{円}$
	「個人年金」	$A \times 1 / 4 + 17,500 \text{円}$
	それぞれ	35,000円(限度額)
	生命保険・個人年金の合計で70,000円が限度	
	新契約	A 全 額
	「生命保険」	$A \times 1 / 2 + 6,000 \text{円}$
	「個人年金」	$A \times 1 / 4 + 14,000 \text{円}$
	「介護医療」	28,000円(限度額)
	それぞれ	生命保険・個人年金・介護医療の合計は70,000円が限度
	生命保険、個人年金で旧契約・新契約両方ある場合、新旧の合計は28,000円が限度	

種 類	控除要件および控除金額		
地震保険料 控 除	自分や自分と生計を一にする親族が常時居住している家屋・家財を目的とし、地震や噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没、流出による損害について支払われる地震保険契約等の保険料を支払った場合		
	区分	支払保険料の金額（B）	◎控除額
	地震	金額に関わらず	$B \times 1 / 2$ 25,000 円（限度額）
	旧長期 ※	5,000 円以下	B 全 額
		5,001 円～ 15,000 円	$B \times 1 / 2 + 2,500$ 円
		15,000 円超	10,000 円（限度額）
地震・旧長期の合計は 25,000 円が限度			
※ 平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約			
障害者控除	自分や自分の扶養親族が障害者である場合		
	<p>①普通障害者（身体障害者手帳 3～6 級、精神障害者手帳 2・3 級、療育手帳 B 級など） ◎控除額＝ 26 万円</p> <p>②特別障害者（身体障害者手帳 1・2 級、精神障害者手帳 1 級、療育手帳 A 級など） ◎控除額＝ 30 万円</p> <p>③上記②のうち本人または配偶者もしくは本人と生計を一にする親族と同居している場合 ◎控除額＝ 53 万円</p> <p>※ 手帳がなくても認定証などがあれば控除の対象になる場合があります。</p>		
ひとり親控除 ・ 寡婦控除	ひとり親控除 婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子（総所得金額等 48 万円以下）がいるひとり親のかた ◎控除額＝ 30 万円		
	寡婦控除（次の①または②に該当するかた） ①夫と死別された後再婚していないかた ②夫と離別された後再婚していないかたで、扶養親族（合計所得金額 48 万円以下）がいるかた ◎控除額＝ 26 万円 ひとり親控除と寡婦控除の共通事項 ・合計所得金額が 500 万円以下であることが要件 ・事実婚（住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載があるかた）は対象外 ・どちらかに該当し、合計所得金額が 135 万円以下のかたは非課税		
勤 労 学 生 控 除	学生・生徒で合計所得金額が 75 万円以下で、そのうち給与所得等以外の所得が 10 万円以下の場合 ◎控除額＝ 26 万円		
配偶者控除	自分の合計所得金額が 1,000 万円以下の場合で、生計を一にする配偶者（合計所得金額が 48 万円以下）を扶養している場合 ◎控除額は P 10 をご覧ください。		
配偶者特別 控 除	自分の合計所得金額が 1,000 万円以下の場合で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が 48 万円超 133 万円以下の場合 ◎控除額は P 10 をご覧ください。		

種 類	控除要件および控除金額										
扶 養 控 除	<p>生計を一にする 16 歳以上かつ合計所得金額が 48 万円以下の親族を扶養している場</p> <p>①老人扶養（昭和 30 年 1 月 1 日以前生まれ） ◎控除額＝ 38 万円</p> <p>②同居老親扶養（①のうち自分か配偶者と同居の直系尊属の場合） ◎控除額＝ 45 万円</p> <p>③特定扶養（平成 14 年 1 月 2 日生まれから平成 18 年 1 月 1 日生まれまで） ◎控除額＝ 45 万円</p> <p>④普通扶養（①から③以外の年齢のかた） ◎控除額＝ 33 万円</p> <p>※ 16 歳未満の年少扶養（平成 21 年 1 月 2 日以後生まれ）のかたがいる場合で、確定申告や市県民税申告をする際には、忘れずに記載してください（P9参照）。</p>										
基 礎 控 除	<p>合計所得金額によって控除額が変わります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>控除金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超 2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超 2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>適用なし</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得金額	控除金額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超 2,450万円以下	29万円	2,450万円超 2,500万円以下	15万円	2,500万円超	適用なし
合計所得金額	控除金額										
2,400万円以下	43万円										
2,400万円超 2,450万円以下	29万円										
2,450万円超 2,500万円以下	15万円										
2,500万円超	適用なし										